



国民春闘共闘

第 32 号
2019 年 4 月 2 日

国民春闘共闘委員会
〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館
☎ 03-5842-5621 FAX 03-5842-5622

検数労連・全印総連

全国団結で勝ち取ろう！ 要求に沿った賃金引き上げ！！

検数労連は3月27日に第5回交渉で、日検協会・全日検の両協会に対して有額回答の提示を求めて交渉をおこないました。有額回答が提示されず、おおいなる不満を表明し、港湾産別要求と検数労連要求の促進に向け「3月31日(日)以降の毎日曜日の始業時より翌日の始業時まで」の間、休務権を行使する旨を通告しました。

検数労連 ストライキ

組合は、日検協会・全日検の両協会から実質的なゼロ回答という結果を受け、次の通り主張を行い、検数労連19春闘交渉と19中央港湾団交の促進を図るため、『休務権行使の通告』を両協会に提出しました。

春闘がスタートしてから今日までの間、検数労連中央執行部として各地域に出向きオルグをして、現場で働く組合員の生の声を聴いてきました。

組合員は19春闘に大きな期待を寄せています。

【休務権行使の通告】

本日の交渉で、回答が提示されなかったことに対しては憤りを感じるとともに、主体性をもって回答提示をするべきです。有額回答指定日までの間、十分な時間があっても関わらず回答できない状況にあるとはどういうことなのか。中央港湾団交の経過等があったとしても、せめて文書での定昇回答くらいはす



3月31日の港湾ストライキ（横浜港）

べきではないのか。組合員も有額回答を期待しているし、我々も19春闘を長期化させるつもりもない。両協会は春闘解決に向けた努力をすべきです。

検数労連中央としても、全国港湾中央闘争委員会の闘争指示を受け、19中央港湾団交ならびに検数労連19春闘の交渉促進を図るために、3月31日(日)以降の毎日曜日の始業時より翌日の始業時までの休務権を行使します。

日検協会

本日は組合指定の有額回答提示日ではあるが、前回の交渉では定期昇給を基本にこれまで回答構築に努めてきた。3月25日には日検協会内での機関会議を開催し最終決定したが、本日の交渉で有額回答を提示するまでには間に合わなかった。しかしながら、現時点では口頭ではあるが、定期昇給分の原資は確保していることを報告する。引き続き早い段階で有額回答を提示できるよう努力していくと回答。

全日検

本日は労組指定の有額回答指定日だが、現在、中央港湾団交の経過が遅々として進んでいない状況下で、全日検が抱えている産別課題、働き方改革に対する対応、企業内の諸課題等々がある中で、これらを一度に解決するにあたり原資をどのように確保していくのかが、まだ定まっていない状況にある。しかしながら19春闘解決に向けて、引き続き有額回答が提示できるよう努力をしていくと回答。

全印総連

東京地連では、第一次統一行動日の3月14日には、凸版・大日本・共同印刷の大手印刷五事業所前宣伝に25人の参加で1480枚のチラシを配布しました。

また、各職場では回答報告の集会を行い、中央地区協では相互激励訪問など行い、回答の前進を目指して意思統一を行いました。

3月22日、第二次統一行動日に東京都江東区の木場で昼デモ「木場デモ」をおこないました。主催は東京地連・中央地区協、新聞印刷部会、地域の江東区労連で、今年で29回目となります。出発前に金澤中央地区協議長から、春闘のデモを毎年続けていることが大事だと激励し、中村江東区労連事務局次長は地域の労働相談に触れて労働組合をいたるところでアピールしようといさつしました。大久保地連執行委員がコールを担当し、「8時間働いて人間らしく暮らせる賃金・働くルールを」掲げ、物価上昇に負けない賃上げ、最低賃金は全国一律で1500円をめざそう、労働者のいのちと健康を守る視点で「働き方改革一括法」に対応を、取材妨害する官邸ハラスメントは許さない、憲法と民意を省みず、ウソとゴマカシの政権は退陣をと、



まあ盛りだくさんのシュプレヒコールを詰め込んで、終点のアサガミプレスセンターまで元気よく歩きました。参加は約 60 人で東京地連、江東区労連のなかまをはじめ、争議団や新聞労連東京地連から参加がありました。

全印総連・諸要求回答

■労働時間

▽A労働組合 ・11 時間の勤務間インターバルの導入

■諸手当

▽B労働組合 ・転勤手当 0.5 ヶ月＋支度料 (20 万円～35 万円)・単身赴任手当新設 3 万円～6 万円・育児時短の一部有給化・出張時の残業代支払・災害・東京オリ・パラのボランティア休暇を有給で 5 日・国民の祝日を休日とする。

▽A労働組合 ・役務給の増額 1 万円～2 万円の増額。

■非正規の労働条件

▽C労働組合 ・有期・契約社員賃上げ 2000 円・有期・契約社員一時金 0.1 ヶ月＋2 万円 (最低保障 6 万円)

▽D労働組合 ・パートの時給 10 円増・継続雇用・パートの一時金一か月

▽E労働組合 ・慶弔休暇及び夏季休暇を新設 結婚休暇 本人 3 日、兄弟姉妹及び子 1 日、出生休暇 妻が分娩する時 1 日、忌引休暇 父母・配偶者・子の死亡した時 5 日、祖父母・兄弟姉妹・配偶者の父母 2 日、夏季休暇 2 日・通勤手当 限度額月額 5 万円から 7 万 5 千円に引き上げ・慶弔金・見舞金の新設

▽F労働組合 ・非正規労働者への駐車場貸出・有給休暇の当日届け出を認める。

■その他

▽C労働組合 ・有給の 1 時間単位取得 5 日

▽G労働組合 ・がん治療通院休暇年間 5 日 (無休)

▽B労働組合 ・初任給 大学院卒 237,000 円 大卒 227,000 円

▽H労働組合 ・子看休暇の対象年齢を小 3→小 6へ・妊娠休暇「産前 7 週、産後 8 週から 1 週間ずつ前倒して使用できる制度」を「産後 7 週から 14 日 (2 週分) 前倒して使用できる制度」とする前倒しが 1 週間上回った場合、無給で 1 週間の産前休暇を与える

▽I労働組合 ・有給休暇の増 勤続 5.5 年で 20 日

▽J労働組合 ・残業時間計算を 1 分単位とする・時間単位有給を 2 日から 3 日とする

▽K労働組合 ・天皇関連祝日を含め 10 連休実施

▽E労働組合 ・年次有給休暇の半日単位の取得および時間単位の取得の新設 (正社員・契約社員とも)・年次有給休暇付与日を 4 月 1 日とする

**かちとろう 大幅賃金引き上げ、8 時間働いて人間らしく暮らせる社会
とめよう 安倍 9 条改憲、消費税増税
職場と地域からの共同のたたかいで、未来を切り拓こう**